

公布された規則のあらまし

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 29 号）

- 1 実施機関は、負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならないこととした。（第 3 条関係）
- 2 実施機関は、災害の報告を受けたときは、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、その旨を被災職員等に通知しなければならないこととした。（第 4 条関係）
- 3 実施機関は、2 の通知又は補償の決定に関する通知をするときは、審査申立てができる旨を教示するものとした。（第 25 条関係）
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。